

# 小浜市水防計画

令和7年3月26日改定

小浜市

# 目次

## 第1章 総則

- 1.1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1.2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1.3 水防の責任等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 1.4 水防計画の作成および変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 1.5 津波における留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 1.6 安全配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

## 第2章 水防組織

- 2.1 市の水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2.2 大規模氾濫減災協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

## 第3章 水防区域と重要水防箇所

- 3.1 水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3.2 重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

## 第4章 予防および警報

- 4.1 気象庁が行う予報および警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4.2 土砂災害警戒情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 4.3 洪水予報河川における洪水予報・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4.4 水位周知河川における水位到達情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 4.5 水防警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
  - 4.5.1 安全確保の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
  - 4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報・・・・・・・・・・28
  - 4.5.3 津波に関する水防警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 4.6 地震発生直後の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

## 第5章 雨量・水位等の観測および通報

- 5.1 雨量の観測および入手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 5.2 水位の観測および公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 5.3 水位、雨量、潮位情報等の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

## 第6章 気象予報等の情報収集

## 第7章 ダム・水門の操作

- 7.1 ダム・水門等の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 7.2 操作員の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 7.3 各施設の操作および連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 7.4 操作規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

## 第8章 通信連絡

- 8.1 通信連絡系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 8.2 災害時優先通信の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

8.3	その他の通信施設の使用	37
<b>第9章 水防施設および輸送</b>		
9.1	水防倉庫および水防資器材	38
9.2	輸送	38
<b>第10章 水防活動</b>		
10.1	水防配備	39
10.2	巡視および警戒	41
10.3	水防作業	42
10.4	緊急通行	42
10.5	警戒区域の指定	42
10.6	避難のための立ち退き	42
10.7	決壊・漏水等の通報およびその後の措置	43
10.8	水防配備の解除	43
<b>第11章 水防信号、水防標識等</b>		
11.1	水防信号	45
11.2	水防標識	45
11.3	身分証票	47
<b>第12章 協力および応援</b>		
12.1	河川管理者の協力および援助	48
12.2	水防管理団体相互の応援および相互協定	48
12.3	警察官の援助要求	48
12.4	自衛隊の派遣要請	49
12.5	国土交通省の支援要請	49
12.6	住民、自主防災組織等との連携	49
<b>第13章 費用負担と公用負担</b>		
13.1	費用負担	50
13.2	公用負担	50
<b>第14章 水防報告等</b>		
14.1	水防記録	53
14.2	水防報告	53
<b>第15章 水防訓練</b>		
15.1	水防訓練	54
15.2	水防訓練の項目	54
<b>第16章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</b>		
16.1	洪水浸水想定区域の指定状況	55
16.2	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置	55
16.3	洪水・津波ハザードマップ	56

16.4	予想される水災の危険の周知等	56
16.5	地下街等の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	56
16.6	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	56
16.7	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	57
16.8	浸水被害軽減地区	57
16.9	水害対応タイムライン	57
16.10	津波対応	57
16.10.1	津波災害警戒区域の指定	57
16.10.2	小浜市地域防災計画の拡充	58
16.10.3	津波ハザードマップの作成・周知	58
16.10.4	避難促進施設に係る避難確保計画	58

## 第17章 水防協力団体

17.1	水防協力団体の指定	59
17.2	水防協力団体の業務	59
17.3	水防協力団体の消防機関との連携	59
17.4	水防協力団体の申請・指定および運用	59

# 小浜市水防計画

## 第1章 総則

### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条の規定に基づき、福井県知事から指定された指定水防管理団体たる小浜市が、同法33条第1項の規定に基づき、小浜市内における水防事務の調整およびその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小浜市の地域にかかる河川、湖沼または海岸の洪水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

主な水防用語の意義は、次の通りである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町または水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（市）として知事が指定したものをいう。（法第4条）

#### (3) 水防管理者

水防管理団体（市）である市町の長または水防事務組合の管理者もしくは長もしくは水防予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署および消防団）をいう。（法第2条第4項）

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部に置かない市町にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

#### (6) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）  
福井県水防計画で定める量水標管理者は、福井県水防計画で定めるところにより、水位を通報および公表しなければならない。（法第12条）

#### (7) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織および運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者（市長）が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

#### (8) 洪水予報河川

国土交通大臣または知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または県知事は、洪水予報河川につ

いて、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報等を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項および第3項)

#### (9) 水防警報

国土交通大臣または知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸(水防警報河川等)について、国土交通省または県の機関が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)

#### (10) 水位周知河川

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。(法第13条)

#### (11) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位(特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

#### (12) 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者(市長)または量水標管理者は、洪水もしくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### (13) 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水または高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。

消防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### (14) 避難判断水位

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### (15) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

#### (16) 特別警戒水位

法第13条第1項および第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通省大臣または都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

(19) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者（市長）が指定した区域をいう。(法第15条の6)

(20) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、県と気象庁が共同で発表する防災情報。

### 1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任および義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（市）の責任

水防管理団体は本計画に基づき、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(法第3条)

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 内水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14の2）
- ④ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑤ 避難確保計画または浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑥ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑦ 浸水被害軽減地区の指定・公示および通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言または勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑧ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑨ 消防機関の出動準備または出動（法第17条）
- ⑩ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条の第2項）

- ⑪警戒区域の設定（法第21条）
- ⑫警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑬他の水防管理者または市町長もしくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑭堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑮公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑱水防計画の策定および要旨の公表（法第33条第1項および第3項）
- ⑲水防協議会の設置（法第34条）
- ⑳水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉑水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉒水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
- ㉓水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉔消防事務との調整

## （2）福井県の責任

県内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに、水防管理団体（市）が行う水防が十分行われるよう、指導と水防能力の確保につとめる。（法第3条の6）

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体（市）の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定および要旨の公表（法第7条第1項および第7項）
- ③水防管理団体（市）が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報および警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥土砂災害警戒情報の発表および通知（災害対策基本法第55条）
- ⑦洪水予報の発表および通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑧量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条）
- ⑨水位周知河川、水位周知下水道および水位周知海岸の水位到達情報の通知および周知（法第13条第2項および第3項）
- ⑩洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ⑪洪水浸水想定区域の指定、内水浸水想定区域および高潮浸水想定区域の公表および通知（法第14条）
- ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑬水防警報の発表および通知ならびに水防周知河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項および第4項）
- ⑭水防信号の指定（法第20条）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯緊急時の水防管理者（市長）、消防団長または消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑰消防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑱水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）

⑭水防管理団体（市）に対する水防に関する勧告および助言（法第48条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ②量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第13条第1項）
- ④洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑦水防警報の発表および通知（法第16条第1項および第2項）
- ⑧重要河川における県知事に対する指示（法第31条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑩水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条）
- ⑪県等に対する水防に関する勧告または助言（法第48条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者（市長）に対する浸水被害軽減地区の指定および市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供および助言（法第15条の12）

（5）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮、および洪水の予報および警報の発表および通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②土砂災害警戒情報の発表および通知（気象業務法第11条）
- ③洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、法第11条第1項ならびに気象業務法第14条の2第2項および第3項）

（6）居住者等の業務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

（7）水防協力団体の業務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

## 1.4 水防計画の作成および変更

（1）水防計画の作成および変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、小浜市水防協議会（以下「水防協議会」という。）に諮るとともに、福井県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

## (2) 水防協議会

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、小浜市水防協議会条例（昭和30年条例第19号）で定めるものとする。

### 1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動および水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来までの時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 1.6 安全配慮

洪水、津波または高潮いずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、水防活動に従事する者を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図を事前に徹底する。

## 第2章 水防組織

### 2.1 市の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等または地震等により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、小浜市地域防災計画に定める警戒体制により水防事務を処理するものとし、災害対策本部が設置された場合は、同本部がこれを処理するものとする。

災害対策本部の組織図および水防に係る事務分掌は、資料2-1-①および資料2-1-②のとおりとする。

### 2.2 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会および知事が組織する都道府県大規模減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

名称	設置主体	構成市町
九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会	国土交通大臣 (福井河川国道事務所)	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会	福井県知事 (河川課・砂防防災課)	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

### 第3章 水防区域と重要水防箇所

#### 3.1 水防区域

##### (1) 水防区域

市内の水防区域をその区域の現状ならびに洪水または高潮が公共上に及ぼす影響の程度により次のとおり分ける。

##### ①河川水防区域（主な区域）

水系	河川名	区域
北川水系	北川	両岸 若狭町境界から海まで
	江古川	両岸 熊野地籍から北川合流点まで
	遠敷川	両岸 上根来地籍から北川合流点まで
	松永川	両岸 池河内地籍から遠敷川合流点まで
	中川	両岸 若狭町兼田から北川合流点まで
	野木川	両岸 大谷地籍から北川合流点まで
南川水系	南川	両岸 おおい町境界から海まで
	田村川	両岸 小屋地籍から南川合流点まで
飯盛川水系	飯盛川	両岸 法海地籍から海まで
本所川水系	本所川	両岸 上加斗地籍から海まで
多田川水系	多田川	両岸 多田地籍から海まで
	森川	両岸 上流野代川合流点から多田川合流点まで

##### ②ため池水防区域（※決壊時に人家や幹線道路に被害がおよぶと想定されるため池）

ため池	所在地	区域
中の谷ため池	法海	法海区内
笹谷ため池	黒駒	黒駒区内
ひょうたんため池	北塩屋	北塩屋区内
大谷ため池	阿納	阿納区内
宮のため池	須縄	須縄区内

##### ③海岸水防区域

海岸名	区域
小浜海岸	仏谷から若狭まで
	青井（翼のテラス付近）から川崎（浜っ子子ども園付近）まで
	城内二丁目（雲浜小学校付近）
	雲浜二丁目（小浜中学校付近）から小松原（西津漁港付近）まで
	新小松原（西津漁港付近）から甲ヶ崎（甲ヶ崎護岸付近）まで
甲ヶ崎海岸	甲ヶ崎（甲ヶ崎護岸付近）から甲ヶ崎（浮棧橋付近）まで
その他	甲ヶ崎（浮棧橋付近）から若狭まで
内外海海岸	泊から堅海まで

	宇久
	加尾から西小川まで
	阿納から犬熊まで
	志積
	矢代
田鳥海岸	田鳥
	釣姫
	田及
	須ノ浦
東勢浜海岸	東勢から西勢まで
加斗海岸	荒木から下加斗まで
岡津海岸	岡津
その他	岡津（製塩遺跡公園付近）からおおい町境界まで

(2) 国土交通省大臣または知事において水防警報を行う区域

①国土交通大臣において水防警報を行う区域

北川幹川	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>左岸</td> <td>三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先</td> <td rowspan="2">〕</td> <td rowspan="2">瓜生大井根堰堤下 流端から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先</td> </tr> </table>	〔	左岸	三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先	〕	瓜生大井根堰堤下 流端から海まで	右岸	三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先
〔	左岸		三方上中郡若狭町新道73号赤岩3番地先	〕			瓜生大井根堰堤下 流端から海まで	
	右岸	三方上中郡若狭町瓜生78号の2番地先						
支川遠敷川	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>左岸</td> <td>小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先</td> <td rowspan="2">〕</td> <td rowspan="2">国道27号線遠敷橋 から北川幹川合流点 まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>小浜市国分47号馬場10番の1地先</td> </tr> </table>	〔	左岸	小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先	〕	国道27号線遠敷橋 から北川幹川合流点 まで	右岸	小浜市国分47号馬場10番の1地先
〔	左岸		小浜市遠敷112号鰐街道36番の1地先	〕			国道27号線遠敷橋 から北川幹川合流点 まで	
	右岸	小浜市国分47号馬場10番の1地先						

②知事において水防警報を行う地域

南川	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>左岸</td> <td>小浜市中井五両森35字1-1</td> <td rowspan="2">〕</td> <td rowspan="2">以下日本海に至る</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>小浜市中井平野下30字30番</td> </tr> </table>	〔	左岸	小浜市中井五両森35字1-1	〕	以下日本海に至る	右岸	小浜市中井平野下30字30番
〔	左岸		小浜市中井五両森35字1-1	〕			以下日本海に至る	
	右岸	小浜市中井平野下30字30番						
遠敷川	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>左岸</td> <td rowspan="2">小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで</td> <td rowspan="2">〕</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> </tr> </table>	〔	左岸	小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで	〕	右岸		
〔	左岸		小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで			〕		
	右岸							

### 3.2 重要水防箇所

#### (1) 定義

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

重要水防箇所の評定基準については、以下のとおりである。

種別	重要度		要注意 区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては、計画高潮位）が現状の堤防高を超える箇所。	計画高水流規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現状の堤防高の差堤防の余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・ すべり	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等から見て法崩れまたはすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤および堤体の土質から見て漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

	模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡または旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 県管理区間における重要水防区域

県管理区間における重要水防区域は、資料3-2-①（第1表および第2表）のとおりである。

(3) 国管理区間における重要水防箇所

国管理区間における重要水防箇所は、資料3-2-②（第3表および第4表）のとおりである。

## 第4章 予報および警報

### 4.1 気象庁が行う予報および警報

#### (1) 気象庁が発表または伝達する注意報および警報

福井地方気象台は、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報および警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類およびそれらの発表基準は、次のとおりである。

(※) 4.1 (2) 警報・注意報等の気象情報に関する伝達経路参照

水防活動の利用に適合する注意報、警報		一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	概要
注意報	気象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
警報	気象	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	洪水警報※	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され

			る。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	高潮	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	津波	津波警報または 大津波警報 (大津波警報を 特別警報に位置 付け)	津波により重大な災害が発生するおそれがある(または著しく大きい)と予想したとき
特別警報	気象	大雨特別警報	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

## (大雨・洪水注意報発表基準)

令和6年5月23日現在

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	8	116	江古川流域=4.8 多田川流域=5.2 遠敷川流域=11.9 野木川流域=6.6 松永川流域=9.2	江古川流域=(5, 4.8) 多田川流域=(5, 5.2) 北川流域=(6, 20.4)	北川[高塚]、 南川[和久里]
	おおい町	7	124	南川流域=14 佐分利川流域=12.8	南川流域=(5, 14) 佐分利川流域=(5, 12.8)	—
	高浜町	10	116	子生川流域=7.1 関屋川流域=8.8	—	—

- (注意) (1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。  
(2) 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。  
(3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。  
(4) 各指標基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数市町内における基準値の最低値を示す。  
(5) 「洪水の複合基準」は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。  
(6) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略。  
(7) 基準が設定されていない市町については、その欄を“—”で示す。  
(8) 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、「指定洪水河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準地点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

## (大雨・洪水警報発表基準)

令和6年5月23日現在

市町を まとめた 地域	市町名	<大雨> (浸水害) 表面雨量 指数基準	<大雨> (土砂災害) 土壌雨量 指数基準	<洪水> 流域雨量 指数基準	<洪水> 複合基準	指定河川洪水予 報による基準
嶺南西部	小浜市	14	145	江古川流域=6 多田川流域=6.5 遠敷川流域=14.9 野木川流域=8.3 松永川流域=11.5	—	北川[高塚]、 南川[和久里]
	おおい町	12	155	南川流域=17.6 佐分利川流域=16.1	—	—
	高浜町	13	145	子生川流域=8.9 関屋川流域=11.1	—	—

- (注意) (1) 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。  
(2) 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。  
(3) 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

- (4) 各指標基準は1 km 四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数は市町内における基準値の最低値を示す。
- (5) 「洪水の複合基準」は、(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略。
- (7) 基準が設定されていない市町については、その欄を“－”で示す。
- (8) 「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、「指定洪水河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準地点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(高潮注意報・警報発表基準)

市町を まとめた地域	市町名	<高潮注意報> 潮位基準 (標高)	<高潮警報> 潮位基準 (標高)
嶺南西部	小浜市	0.7 m	1.0 m
	おおい町	0.7 m	1.0 m
	高浜町	0.7 m	1.0 m

- (注) (1) 基準値における「・・・以上」の「以上」は省略  
 (2) 潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	基準
大雨	過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(大雨警報、洪水警報等を補完する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補完する情報として、大雨警報 (土砂災害)、大雨警報 (浸水害) の危険度分布、洪水警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	基準
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分 布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸 水害) の危険度 分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1km毎に5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数 の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(津波警報・注意報等の種類)

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの 予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルな

	え、3m以下の 場合			ど安全な場所へ避難する。警報 が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
津波注意報	予想される 津波の最大 波の高さが 高いところ で 0.2m 以 上、1m 以下 の場合であ って、津波に よる災害のお それがある 場合	1m (20cm ≤ 予想される津波 の最大波の高さ ≤ 1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流 失し小型船舶が転覆する。海 の中にいる人はただちに海から上 がって、海岸から離れる。海水 浴や磯釣りは危険なので行わ ない。注意報が解除されるまで海 に入ったり海岸に近付いたりし ない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波が  
なかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場  
合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、  
津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さ  
が津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行  
う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、本市は、高齢  
者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発  
令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(ウ) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波  
の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の 高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）
---------------	--------------------------------------------------------------

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引きおよびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波観測値および沿岸での推定値<sup>(注)</sup>の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(エ) 津波情報等の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(オ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

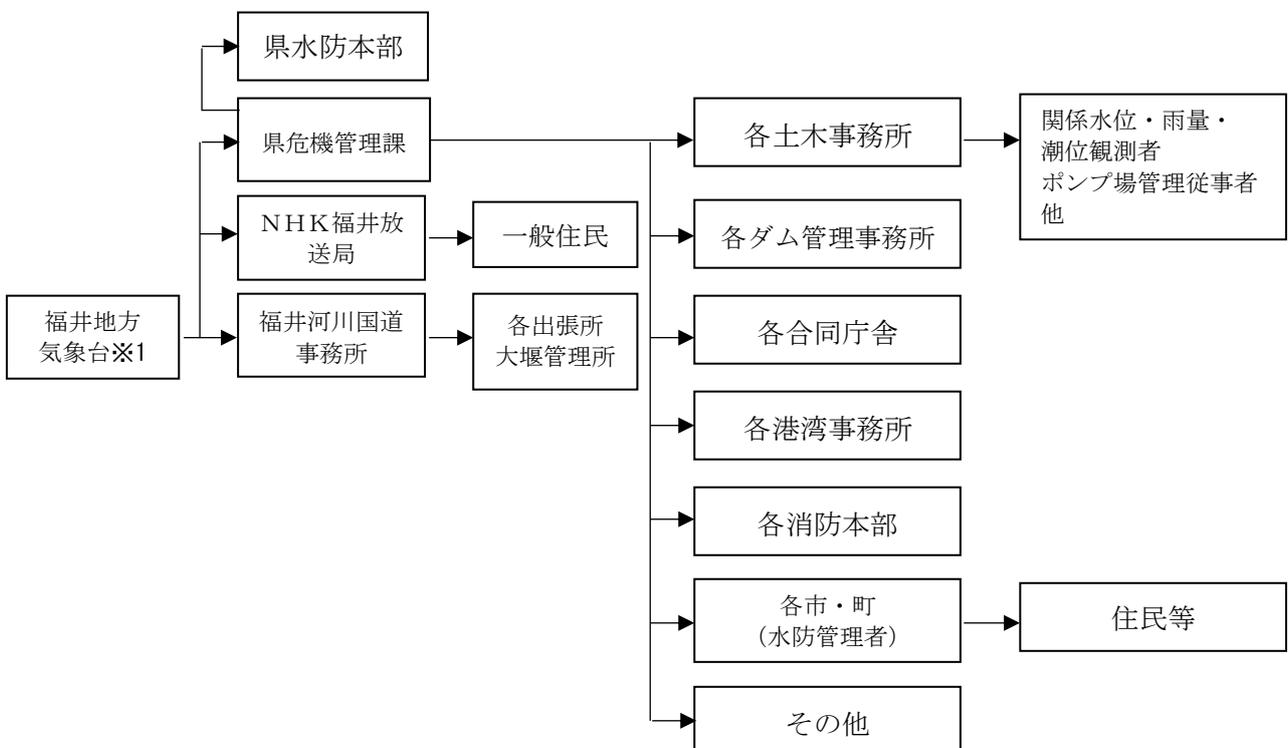
	基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
	20cm未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(気象庁が発表する特別警報)(参考)

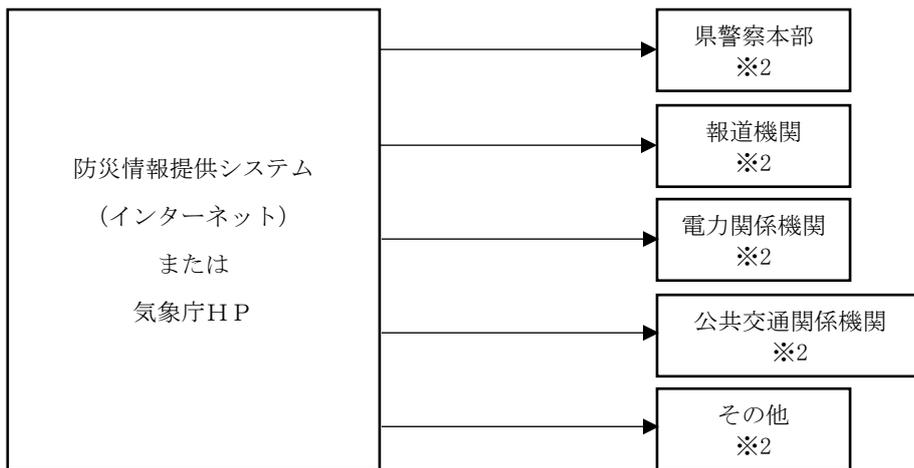
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報を設けられていない。

(2) 警報・注意報等の気象情報に関する伝達経路



※福井地方気象台の連絡先は、気象庁業務法施行令に定める通知先



※2 これらの機関は防災情報提供システム（インターネット）によるメール配信（各機関が必要な情報を登録）、または気象庁HPより入手する。

## 4.2 土砂災害警戒情報

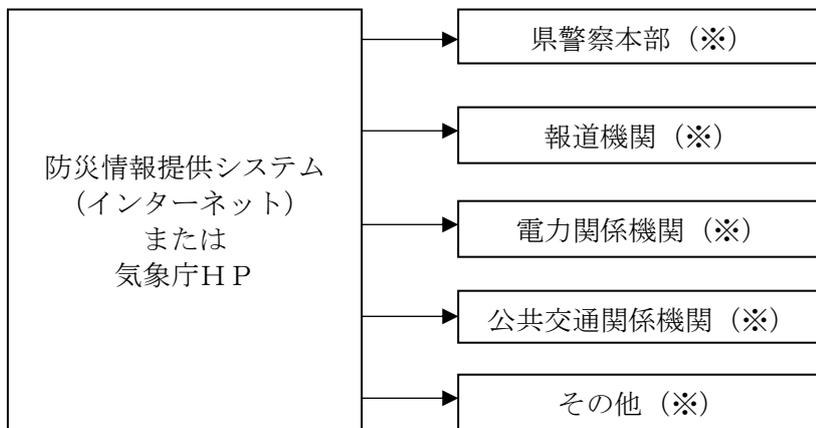
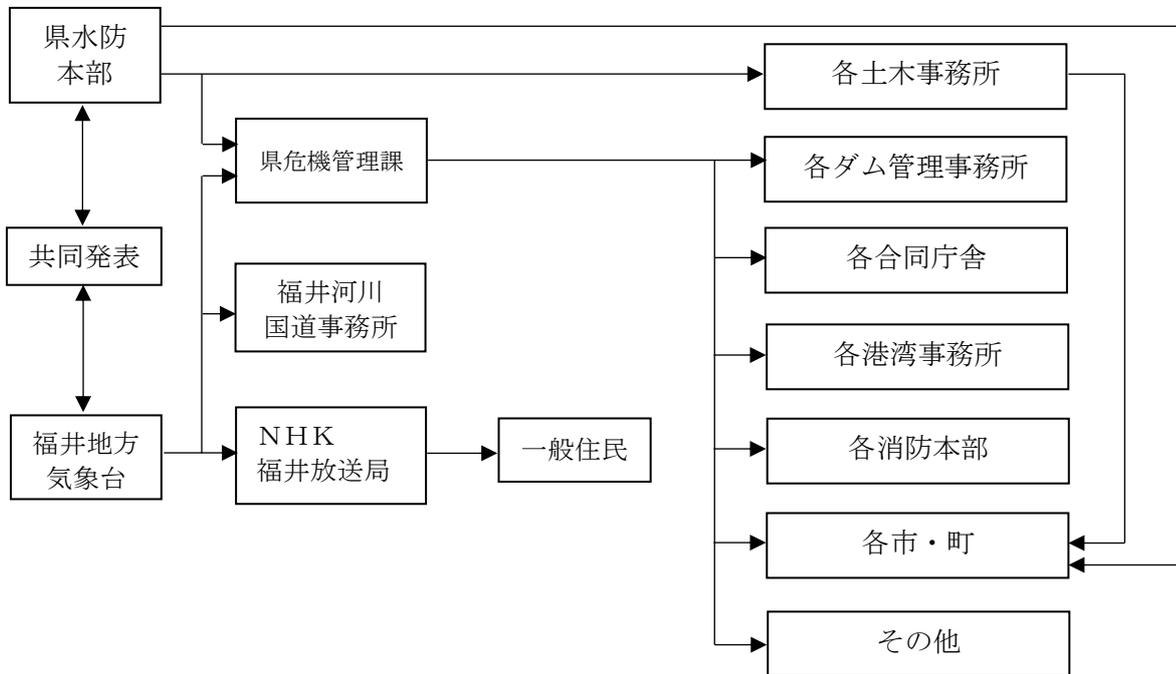
福井県と福井地方気象台は共同して、福井県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、大雨による土砂災害発生危険度の高まったとき、市町単位において土砂災害警戒情報の発表を行う。

また、発表した市町への避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

### (1) 発表基準

種類	発表の基準
警戒基準	大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準に達したとき
警戒解除基準	気象庁が作成する降雨予測が、県で定める監視基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき

### (2) 土砂災害警戒情報に関する伝達経路



※これらの機関は防災情報提供システム（インターネット）によるメール配信（各機関が必要な情報を登録）、または気象庁HPより入手する。

土砂災害警戒情報 伝達系統図は、資料4-2-①（第30図）のとおりである。

### 4.3 洪水予報河川における洪水予報

#### (1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長

にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種 類	発表基準
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫がおよぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

#### (2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

福井河川国道事務所と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の注意報および警報を行うものとする。

##### ①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報 区域名	区 域
北川	北川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道 73 号赤岩 3 番地先の瓜生大井根堰堤 下流端から海まで 右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生 78 号の 2 番地先の瓜生大井根堰堤下流端 から海まで

遠敷川	左岸	福井県小浜市遠敷 112 号鰐街道 36 番の 1 地先の国道 27 号遠敷橋から北川幹川合流点まで
	右岸	福井県小浜市国分 47 号馬場 10 番の 1 地先の国道 27 号遠敷橋から北川幹川合流点まで

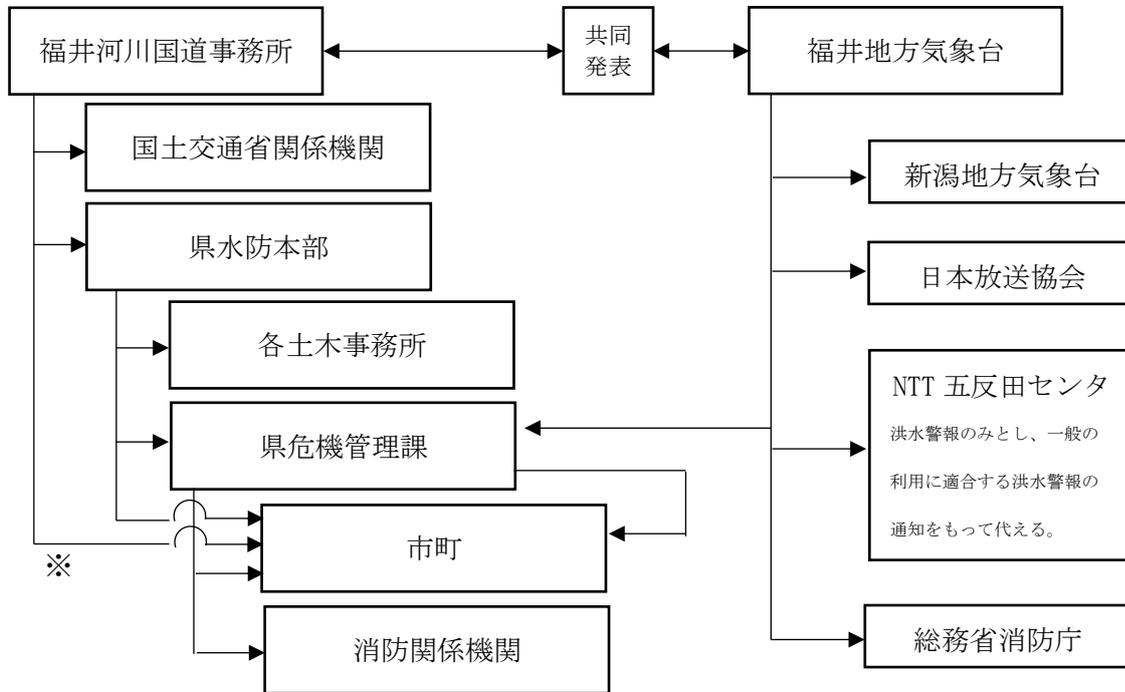
②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域

河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	洪水浸水想定区域
北川	北川	高塚	小浜市 高塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	小浜市 若狭町
遠敷川								小浜市

③洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-3-①（北川洪水予報実施要領）のとおり。

④洪水予報の伝達経路



※水防法第13条の4の通知

報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局およびラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

北川の洪水予報連絡系統図は、資料4-3-②（第32図）のとおりである。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

福井県と福井地方気象台は共同して、洪水予報実施要領に基づき、次の河川の洪水予報を行うものとする。

①洪水予報を行う河川名、区域

河川名	予報区域名	区域
南川	南川	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海まで

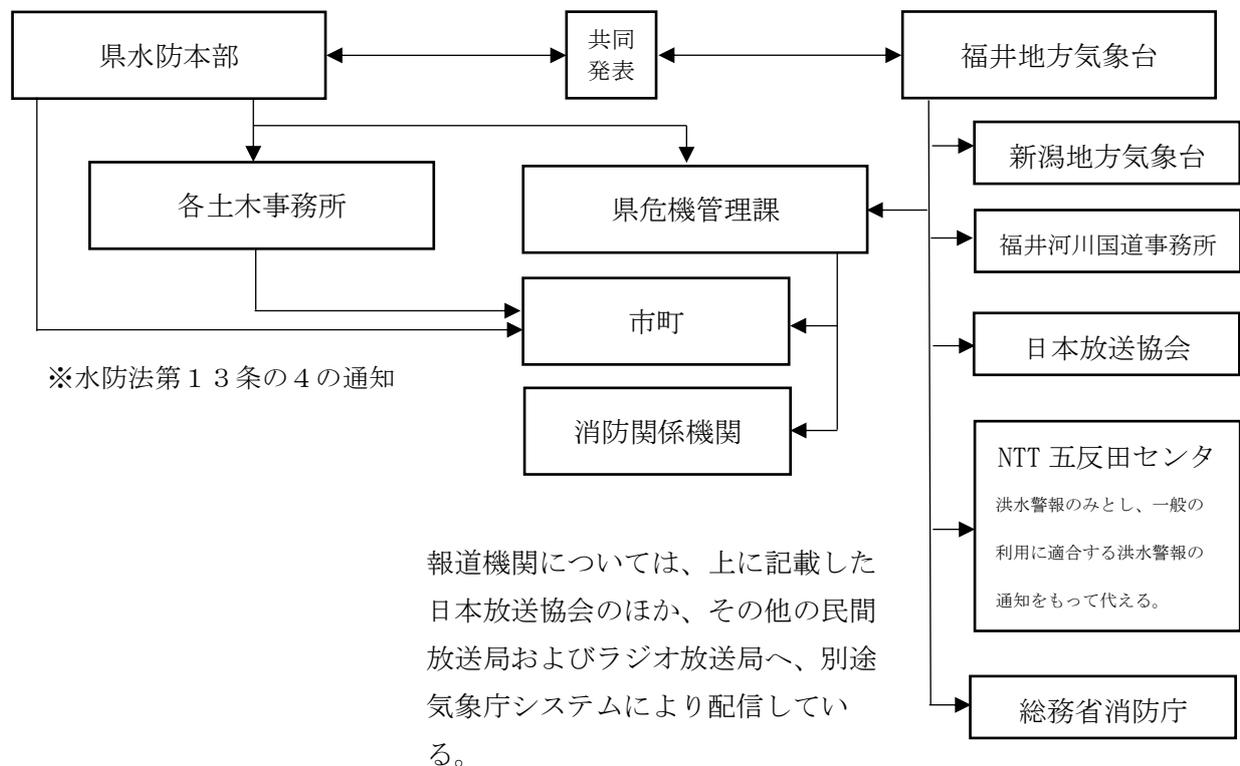
②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域

河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	洪水浸水想定区域
南川	南川	和久里	小浜市和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜市

③洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-3-③(南川水系南川の洪水予報実施要領)のとおり。

④洪水予報の伝達経路



南川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-④(第37図)のとおりである。

#### 4.4 水位周知河川における水位到達情報

##### (1) 種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について、水位が避難判断水位および氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位）に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川に示して水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長

にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

##### (2) 県が行う水位周知

福井県は、水位周知発表基準に基づき、次の河川の水位到達情報の通知を行う。

###### ①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	予報区域名	区域
遠敷川	遠敷川	左岸 小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸

###### ②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木

(注) ※1 = 水防団待機水位（通報水位）

※2 = 氾濫注意水位（警戒水位）

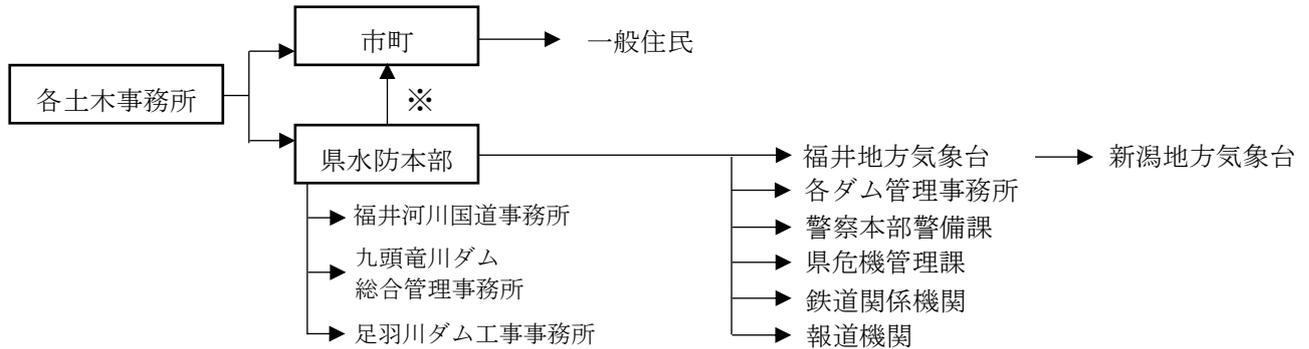
※3 = 避難判断水位

※4 = 氾濫危険水位（特別警戒水位） = （水防法第13条で規定される特別警戒水位）

###### ③水位到達情報の通知の発表形式

発表の形式は、資料4-4-①（第五様式）のとおり。

#### ④水位到達情報の伝達経路



※水防法第13条の4の通知

氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は、資料4-4-②（第40図）のとおりである。

## 4.5 水防警報

法第16条の規定に基づき、国土交通大臣および知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報をしなければならない。

### 4.5.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表についても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防家法が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

### 4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

#### (1) 水防警報等に対する措置

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者（市長）その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

#### (2) 国土交通大臣が行う水防警報

福井河川国道事務所長は、法第16条の規定により、第3章の3.1(1)の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を県水防本部へ通告する。

詳細は北川水防警報実施要領のとおりとする。

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
北川幹川	左岸 福井県三方上中郡若狭町新道 73 号赤岩 3 番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで 右岸 福井県三方上中郡若狭町瓜生 78 号の 2 番地先の瓜生大井根堰堤下流端から海まで
支川遠敷川	左岸 福井県小浜市遠敷 112 号鰐街道 36 番の 1 地先の国道 27 号遠敷橋から北川幹川合流点まで 右岸 福井県小浜市国分 47 号馬場 10 番の 1 地先の国道 27 号遠敷橋から北川幹川合流点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)※3	関係水防 管理団体	水防警報 発表者
北川幹川	小浜市 高塚 (高塚)	5.20	6.80	7.00	8.67	小浜市 若狭町	国土交通省 福井河川国 道事務所長
支川 遠敷川						小浜市	

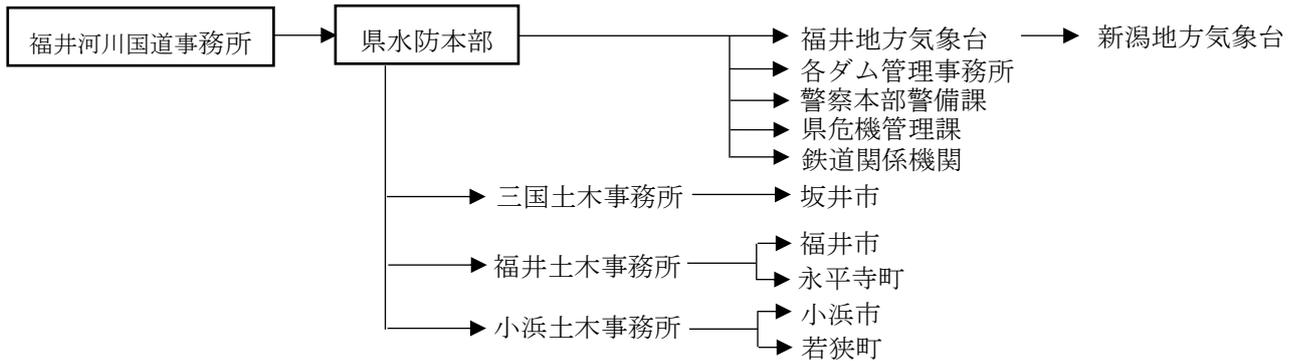
(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)

※3 = 氾濫危険水位 (危険水位)

③水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4-5-2-① (九頭竜川・北川水防警報実施要領) のとおり

④水防警報の伝達経路



国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は、資料 4-5-2-② (第 38 図) のとおりである。

(3) 県が行う水防警報

福井県は、法第 16 条の規定により水防警報を発令する。

○水防警報の種類

水防警報の種類	発 表 時 期	活 動 内 容
準 備	気象予報および上流雨量により増水のおそれがあると認めるとき、または対象水位観測所の水位が水防団待機水位 (通報水位) に達し、なお増水の	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の

	おそれがあるときに発表する。	召集準備をする。
出 動	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量ならびに水位により危険が予想されるときに発表する。	水防活動に出動する。
解 除	対象水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。	水防活動を終了する。

（注）ただし、「準備」は省略することがある。

#### ①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
南川	左岸 小浜市中井五両森35字1-1から日本海に至る 右岸 小浜市中井平野下30字30番から日本海に至る
遠敷川	左岸 小浜市忠野集落下流から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸

#### ②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)
南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	3.50	3.60	4.40	小浜市	小浜土木
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木

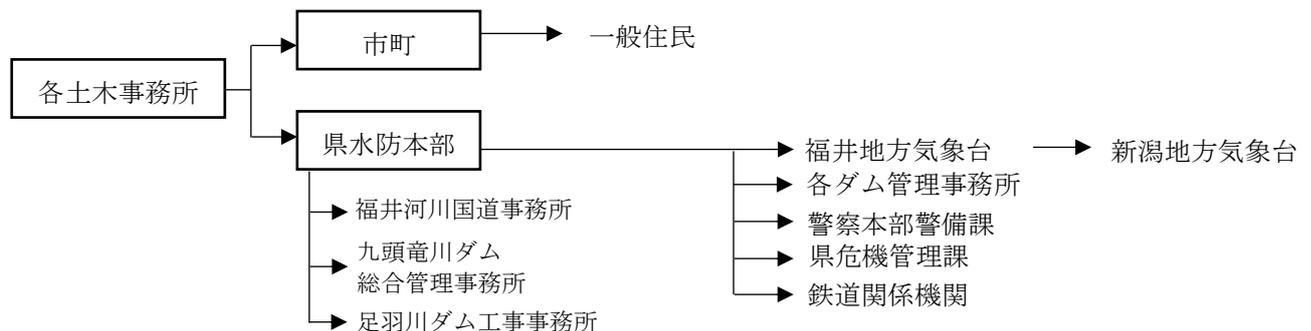
（注）※1＝水防団待機水位（通報水位）、※2＝氾濫注意水位（警戒水位）

水防警報河川の区域図は、資料4-5-2-③のとおり

#### ③水防警報の発表形式

発表形式は、資料4-5-2-④（第四様式）のとおり

#### ④水防警報の伝達経路



知事が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-⑤（第39図）のとおりである。

### 4.5.3 津波に関する水防警報

#### （1）種類および発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたときまたは知

事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者（市長）その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容および発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除され、水防作業が安全に行える（時間的な猶予がある）状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

## （２）県が行う水防警報

### ①水防警報発表の形式

発表の形式は、資料４－５－３－①（第七様式）のとおり

## 4.6 地震発生直後の措置

小浜土木事務所長は、管轄区域および管轄区域近傍で震度４以上の地震が観測された場合、河川・湖沼・海岸およびダム等における管理上の点検結果により、水防活動が必要と判断されるときには速やかに水防体制をとる。また、津波の場合も水防活動が必要と判断されたときは、水防体制をとるものとする。

市は、市地域防災計画に定める体制をとるものとし、水防活動が必要と判断される場合は、速やかに水防体制をとるものとする。

## 第5章 雨量・水防等の観測および通報

### 5.1 雨量の観測および入手

#### (1) 雨量観測所

市内および市に係る雨量観測所は、県管理の雨量観測所が8箇所ある。

また、国土交通省管理の雨量観測所が2箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所ある。

詳細は、資料5-1-①(第14表)、5-1-②(第15表)、5-1-③(第16表)のとおりである。

#### (2) 雨量情報の入手

市は、常に的確な気象状況を把握するとともに、管内雨量について福井県河川砂防総合情報システム等により情報を速やかに入手する。

### 5.2 水位の観測および公表

#### (1) 水位観測所および映像監視所

市内および市に係る水位観測所は、県管理の水位観測所が11箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が9箇所ある。

また、市内および市に係る映像監視所は、県管理の映像監視所が7箇所、国土交通省管理の映像監視所が8箇所ある。

詳細は、資料5-2-①(第11表)、5-2-②(第12表)、5-2-③(第13表)、5-2-④(第17表)、5-2-⑤(第18表)のとおりである。

#### (2) 水位の監視

水防管理者(市長)または量水標管理者は、気象状況等により、出水のおそれを察知したときは、水防団待機水位(通報水位)に達した時後の水位変動等を監視する。

#### (3) 水位の報告

小浜土木事務所長等は水位情報について福井県河川砂防総合情報システム等により管内の水位情報を速やかに入手する。福井県河川砂防総合情報システムが故障のときは、水位観測所一覧の観測所について、電話または県防災行政無線(FAXを含む)を使って、(4)のとおり報告を行う。

#### (4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容

- ①水防団待機水位(通報水位)に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時
- ②氾濫注意水位(警戒水位)に達した時間
- ③氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した時間
- ④最高水位
- ⑤氾濫注意水位(警戒水位)を下回った時間
- ⑥水防団待機水位(通報水位)を下回った時間

#### (5) 水位の公表

県は、福井県の管理する水位観測所の水位および映像監視所の画像については、インターネットや地上デジタル放送により公表する。

#### (6) 市による情報発信

市は、チャンネルOと連携し、国土交通省および県が提供する映像監視所の画像(高塚・和久里)お

よび河川の水位（高塚・西津・遠敷・四分一・中井・和久里・和多田）の情報をチャンネル〇緊急放送により、市民等に放送するものとする。

### 5.3 水位、雨量、潮位情報等の通報

#### （１）水位、雨量、潮位の速報

水位、雨量、潮位、その他水防のための緊急通信は、各通信網の利用により速報に努めること。

#### （２）情報の相互提供

福井県および福井地方気象台、福井河川国道事務所、警察本部、電力会社等に集められた水位、流量、雨量、潮位、最大風速等の資料で必要なものについては、相互に提供しあうものとする。

#### （３）下流および近隣市町への連絡

市は、出水の際、自己の管轄内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに上昇すると予想される場合、直ちに直下流および影響が及ぶと思われる近隣水防管理団体（市）にその水位を通報するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）に達した時および、水防団待機水位（通報水位）以下に低下したときも同様とする。

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトから確認することができる。

### (1) 気象情報

気象庁

- ・福井県の防災情報

[https://www.jma.go.jp/bosai/#area\\_type=offices&area\\_code=180000&pattern=default](https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=180000&pattern=default)

- ・雨雲の動き（ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:7/lat:35.263562/lon:136.7.2881/colordepth:normal/elements:hrpns>

- ・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/zoom:7/lat:35.263562/lon:136.697388/colordepth:normal>

- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/zoom:7/lat:35.253562/lon:136.697388/colordepth:normal>

福井地方气象台

<https://www.data.jma.go.jp/fukui/index.html>

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版】 <https://www.river.go.jp/portal>

【スマートフォン版】 <http://www.river.go.jp>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp>

- ・川の水位情報（一財）河川情報センター（簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計）

<https://k.river.go.jp>

福井県

- ・福井県防災ネット

[https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis\\_portal/index.html](https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html)

- ・福井県河川・砂防総合情報システム（土砂災害情報システムを含む）

【PC版】 <https://sabo.pref.fukui.lg.jp>

- ・i-ame メール（福井県河川・砂防総合情報メール）

【携帯版】 <http://i-ame.ame.pref.fukui.jp/>

NHK

- ・NHK地上デジタル放送

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク

[http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui\\_map.html](http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui_map.html)

気象庁

- ・防災気象情報 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contens=tidelevel>

- ・波浪に関するデータ

<https://data.ima.go.jp/kaiyou/sindan/index.html>

## 第7章 ダム・水門の操作

### 7.1 ダム・水門等の施設

ダム・水門・閘門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。(参考：資料7-1-①)

### 7.2 操作員の安全確保

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 7.3 各施設の操作および連絡

ダム、水門、閘門、溜池等の管理者（操作担当者を含む）は洪水の通知を受けた後は、水位の変動を監視するとともに、必要に応じて、各施設の操作規則に基づき、的確な操作を行うものとする。なお、各施設の操作については管轄土木事務所との相互に緊密に連絡をとること。

特に水門等の排水ポンプについては上下流の水位の状況を把握し、堤防から水があふれる、または堤防の決壊等の危険が生ずる恐れがある時は、排水ポンプの運転を停止すること。

ダム管理事務所長の行うダムの操作については、ダム操作規則に基づくほか、洪水に関する通報を受けた場合は水防本部の指示を受け、相互に緊密な連絡をとり操作の万全を期すること。

ダム、水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに管轄土木事務所、下流地域の水防管理団体等に迅速に連絡をとること。

### 7.4 操作規則

#### (1) ダム

河内川ダム操作規則（抜粋）（参照資料7-4-①）

## **第8章 通信連絡**

### **8.1 通信連絡系統**

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、資料 8-1-①のとおりとする。

水防に関する、市から市民への主たる通信連絡方法は、防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、防災メール、市ホームページ、チャンネルオー091ch 等とする。

### **8.2 災害時優先通信の取扱い**

災害等により電話が込み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第 27 条第 2 項および電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先電話を利用できるのかを分かるようにしておく。

### **8.3 その他の通信施設の使用**

その他一般加入電話による通信不能または特に緊急を要する場合は、水防管理者（市長）、消防機関の長またはこれらの命の受けた者は、水防上緊急を要する通信のため法第 27 条第 2 項の規定により、専用電話、無線塔の通信施設を有する機関の施設を使用することができる。

## 第9章 水防施設および輸送

### 9.1 水防倉庫および水防資器材

- ①市内の水防倉庫の位置および資器材の保有状況は、資料9-1-①（第9表）および資料9-1-②（第10表）ならびに9-1-③（位置図）のとおりである。
- ②水防管理者（市長）および消防機関の長は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。  
また備蓄資材が使用または損傷により不足した場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③水防管理者（市長）は、市および水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材または県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省福井河川国道事務所または県小浜土木事務所長に電話にて承認を得るものとする。

### 9.2 輸送

- ①水防管理者（市長）は、非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して万全の措置を講じておくものとする。
- ②資器材、作業員その他の輸送は、市所有自動車、消防車両および借り上げ自動車等をもって充てるものとする。
- ③水防に要する輸送車両および舟艇の借上計画は、資料9-2-①とする。

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 市の非常配備

小浜市は、水防活動の利用に適合する予報および警報等の発表があり洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の体制（地域防災計画の配備区分に水防計画の配備区分をあてはめる）により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

水防計画の 配備区分	地域防災計画の 配備区分	配備基準	配備体制	配備人員等
準備体制	警戒体制	第1警戒 ◎嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、生活安全課長が必要と認めた場合	情報収集・分析	生活安全課職員（人員、職員は、所属長が予めまたは状況に応じ指定）
注意体制				
警戒体制		第2警戒 ◎嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 ◎小規模な災害が発生した場合 ◎市内の水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合（※北川・遠敷川・南川は水防警報が小浜土木事務所から入る） ◎その他総務部長が必要と認めた場合	情報収集・分析現地調査・応急対策交通調査 広報	生活安全課、産業部、新幹線・交通まちづくり課、広報・デジタル推進課、関係課の職員（人員、職員は各所属長が予めまたは状況に応じて指定）
活動体制	第3警戒 （災害警戒本部） ◎小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合			

—	災害対策本部体制	第1 配備	◎大規模な災害が発生、または発生のおそれ（前兆現象など）がある場合 ◎土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 ◎特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 ◎市内の水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれがある場合（北川・遠敷川・南川は水防警報が小浜土木事務所から入る） ◎福井県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき ◎その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	情報収集・分析、現地調査・応急対策、交通調査、広報、要配慮者支援、避難所開設運営、学校対応、問い合わせ対応、その他	災害対策本部員（市長・副市長・教育長・政策幹・5部長・消防署長）および全課職員
		第2 配備	市長が第2 配備体制必要のがあると認めた場合		全職員

※公立保育園は、子ども未来課作成「危機管理マニュアル」に従うものとする。

## （2）消防機関の非常配備

- ①消防機関は、若狭消防組合水防活動規程および若狭消防組合警防規程により配備するものとする。
- ②各消防団の警戒配置区分および出動人員は、資料10-1-①のとおりとする。
- ③水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、または出動の準備をさせるものとする。

配備区分	配備基準	配備体制
準備	①河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする
出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく
解除	水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき	

## 10.2 巡視および警戒

### (1) 平常時

水防管理者（市長）または消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められると箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所または洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章で定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会または共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員が立会または共同で行うことが望ましい。

### (2) 出水期

#### (ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報等を通知されたときは、河川、海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、資料3-2-①（第1表および第2表）および資料3-2-②（第3表および第4表）に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに県現地指導本部長（小浜土木事務所長）および河川等の管理者に連絡し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水、溢水もしくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報およびその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤水門等の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

#### (イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防警報等が通知されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視および警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全および避難を優先して水防作業を実施するとともに、県現地指導本部長（小浜土木事務所長）および海岸等の管理者に連絡し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の切れるまたは沈下
- ③海側または川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

⑤水門等の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

#### (1) 工法の選定および習熟

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域および水防工法に使用する材料等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々を行い、被災防止に努めること。

また、水防管理者は、平時から水防活動実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

#### (2) 水防団員の安全確保

水防作業を実施する際、水防活動に従事する者は安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防活動従事する者が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 10.4 緊急通行

#### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員および消防機関に属する者ならびに水防管理者（市長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路または公共の用に供しない空地および水面を通行することができる。

#### (2) 損失補償

水防管理団体（市）は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。（法第21条）

また、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。（法第21条第2項）

### 10.6 避難のための立ち退き

①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小浜警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県現地指導本部長（小浜土木事務所長）に速やかに報告し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。

③水防管理者（市長）は、あらかじめ危険が予想される区域について、ハザードマップを作成し、避難場所、その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

## 10.7 決壊・漏水等の通報およびその後の措置

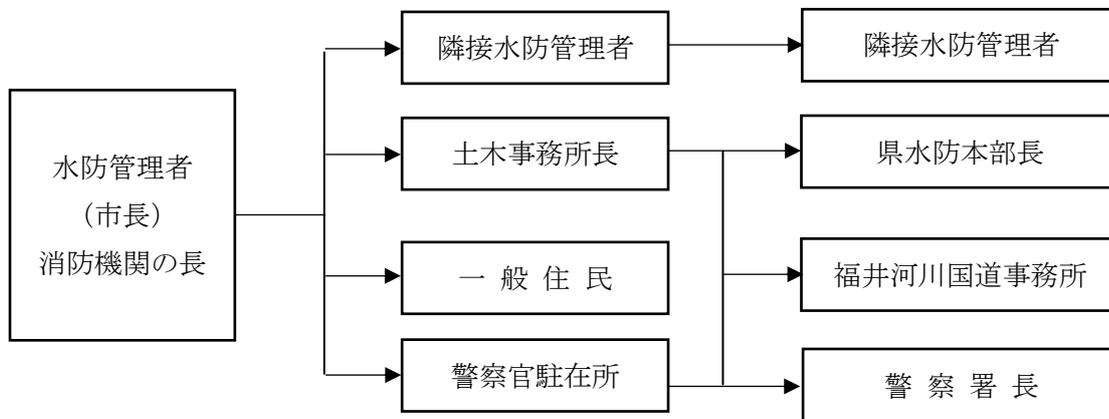
### (1) 決壊・漏水等の通報（法第25条）

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、または越水、溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（市長）、消防機関の長または水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険があるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、市町の長に避難指示の発令に資する事象として情報提供するものとする。

### (2) 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。



### (3) 決壊等後の措置（法第26条）

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（市長）、消防機関の長および水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 10.8 水防配備の解除

### (1) 水防管理団体（市）の配備体制の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波または高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自ら区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備体制を解除したときは、県現地指導本部長（小浜土木事務所長）を通じ県水防本部に報告するものとする。

### (2) 消防団の配備体制の解除

消防団の配備体制の解除は、水位が低下して水防活動の必要がなくなり水防管理者（市長）または消防機関の長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手

に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材および作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に戻すものとする。

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

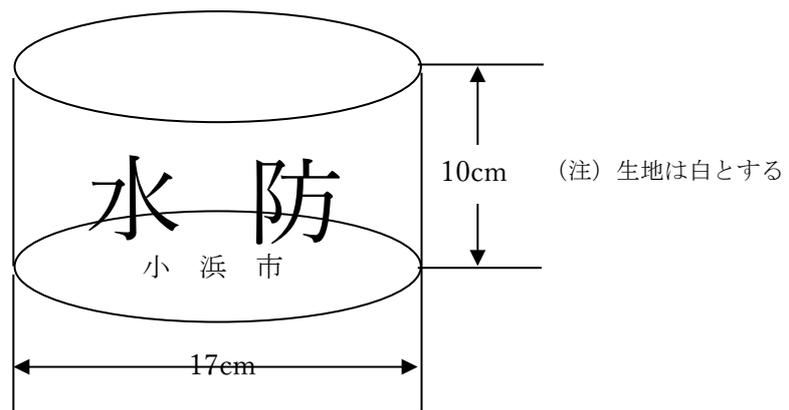
	警鐘信号	サイレン信号
第1 信号	○-休-○-休-○-休-○ 一点ずつ	なし
第2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ 三点連打	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止○-休止○-休止○-休止
第3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ 乱打	約 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○-休止○-休止○-休止○-休止
備考	備考1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号サイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させつものとする。	

### 11.2 水防標識

水防作業を性格、迅速、かつ規則正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

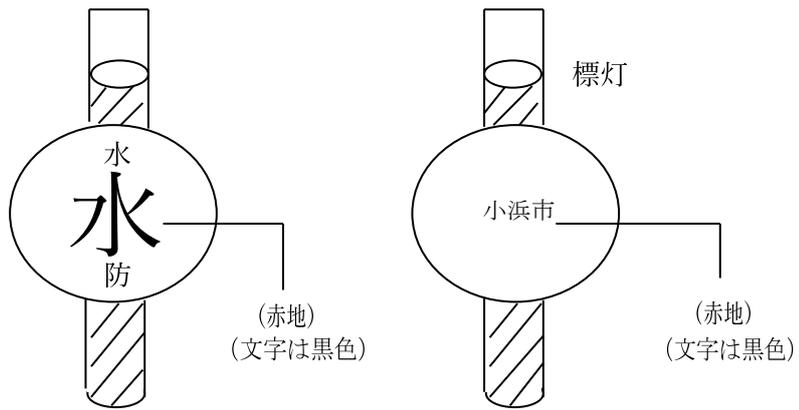
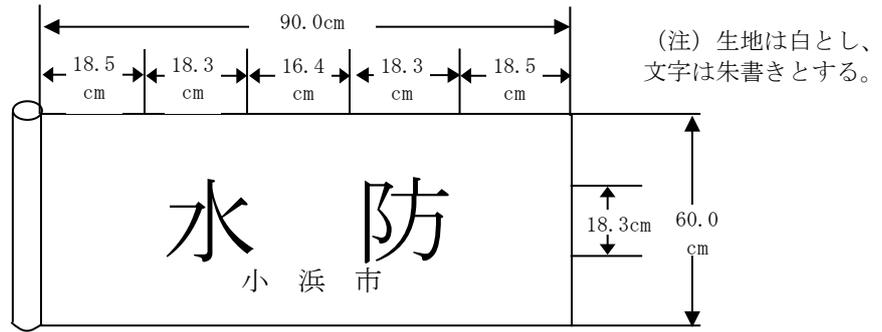
#### (1) 水防員の標識

左腕に、次の「腕章」を付ける。ただし市の腕章（白地に「小浜市」と水色書き）にかえることができるものとする。また消防機関に属する者は除く。



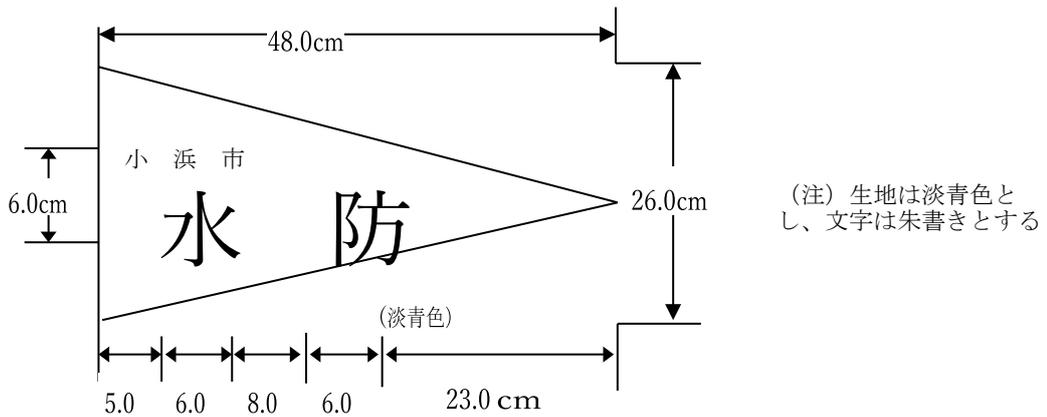
(2) 屯所の標識

昼間は次の「標旗」を掲げ、夜間は「標灯」を掲げる。



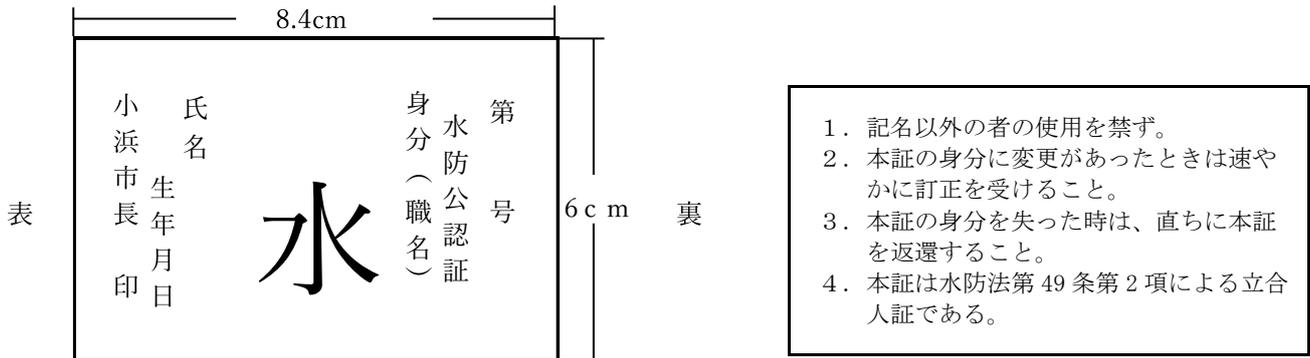
(3) 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は予め小浜警察署長の指導を受け、下記の標識を設置する。



### 11.3 身分証票

法第49条第2項に定める、身分証票は次のとおりである。



注 水の文字はうすい水色

## 第12章 協力および応援

### 12.1 河川管理者の協力および援助

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（市）が行う水防のための活動への協力および水防管理者（市長）が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- （１）水防管理団体（市）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する映像監視所）の提供
- （２）水防管理団体（市）に対して、氾濫（決壊または溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前掲示、および水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の掲示
- （３）堤防が決壊したときまたは越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者および一般への周知（連絡方法については資料４－３－②、４－３－④、４－５－２－②、４－５－２－⑤、４－４－②のとおり）
- （４）重要水防箇所の手合点検の実施
- （５）水防管理者（市）および水防協力団体が行う水防訓練および水防技術講習会への参加
- （６）水防管理者（市）および水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材の提供
- （７）水防管理者（市）の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、および提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- （１）水防管理者（市長）に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有効な盛土構造物等の情報を提供
- （２）水防管理者（市長）に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （３）市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （４）水防管理団体（市）が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

### 12.2 水防管理団体相互の応援および相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、災害時相互応援協定等に基づき、他の市町長に対して応援を求めることができる。

### 12.3 警察官の援助要求

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、小浜警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。（法第２２条）

その方法等については、あらかじめ小浜警察署長と協議しておくものとする。

## 12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者（市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、福井県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況および派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域および活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（市長）が直接自衛隊等に派遣を要請する旨の通知を行う。

## 12.5 国土交通省の支援要請

水防管理者（市長）は、重大な災害の発生または発生するおそれがある場合や災害対策本部を設置した場合等において、必要と認めるときは、「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年9月25日締結）により、国土交通省近畿地方整備局に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣等の支援を要請するものとする。

## 12.6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

#### (1) 費用負担（法第41条）

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と本市が協議して定めるものとする。

#### (2) 利益を受ける市町の費用負担（法第42条）

水防管理団体（市）の水防によって、当該水防管理団体（市）の区域以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。

負担する費用の額および負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（市）と当該水防により著しく利益を受ける市町とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体（市）は知事にあつせんを申請することができる。

#### (3) 国の費用負担

国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は国の負担とする。

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木、その他の資材の使用もしくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は上記から①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者（市長）から委任を受けた者は、水防管理者（市長）より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書	
身 分	氏 名	
右のものに 区域における水防法 第二十八条第一項の権限行使を委任し たることを証明する		
年	月	日
小浜市長		
または		
消防機関の長		

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通の目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

命令者 氏名	年 月 日		物件	負担者  氏名	住所	公用負担の証
			数量			
			負担内容 使用収用処分等			
			期間			
			摘要			

(4) 損失補償

水防管理者団体は(市)は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防報告等

### 14.1 水防記録

水防作業員が出勤したときは、水防管理者（市長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況ならびに警戒中の雨量、水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名およびその箇所
- ③警戒出動および解散命令の時刻
- ④消防機関に属する者の出動時刻および人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類および数量ならびに消耗量および員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量および使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出動の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況およびそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者およびその功績
- ⑯殊勲消防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（市）の所見

### 14.2 水防報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14-2-①（第一様式）により、水防活動実施後2日以内に小浜土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

## 第15章 水防訓練

### 15.1 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関および水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体（市）が主催する水防研修や近畿地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

### 15.2 水防訓練の項目

水防作業は、暴風雨の中、しかも夜間に行うことが多いことから次の項目等について充分訓練を行うものとする。

- ①観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ②通報（無線、電話）
- ③動員（消防団、住民）
- ④輸送（資材、器材、人員）
- ⑤工法（各種水防工法）
- ⑥排・取水門、角落ち等の開閉操作
- ⑦水防信号
- ⑧避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

訓練の実施については、最も効果のある時期を選び行うものとし、小浜土木事務所と連携して行うものとする。

## 第16章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

### 16.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣および県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

水系名	河川名	河川管理者	指定年月日	洪水浸水想定区域公表HPアドレス
北川	北川	国土交通省	H28. 6. 14	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
	遠敷川	国土交通省	H28. 6. 14	
	遠敷川	福井県	R1. 6. 4	
南川	南川	福井県	R1. 6. 4	

(参考) 水害リスク図

法指定河川以外の河川が、氾濫した場合に浸水が想定される区域と浸水深等を表示した図面であり、公共状況は以下のとおりである。

詳細は水害リスク図公表状況一覧 資料16-1-①(第22表)のとおりでである。

河川名	河川管理者	公表年月日	水害リスク図
			公表HPアドレス
洪水予報河川および水位周知河川を除く全ての県管理河川(170河川)	福井県	R1. 6. 4	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/sinsuisouteizu.html</a>
		R2. 5. 26	
		R2. 6. 15	
		R2. 6. 30	
		R2. 7. 17	
		R2. 8. 5	
		R2. 8. 28	

### 16.2 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置

洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設または地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む))でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者

が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- ハ 大規模な工場その他の施設(イまたはロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途および規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者または管理者からの申出があった施設に限る。)

### 16.3 洪水・津波ハザードマップ

本市では、「北川水系北川、遠敷川洪水浸水想定区域図(国土交通省作成)」、「南川水系南川洪水浸水想定区域図(福井県作成)」、「遠敷川洪水浸水想定区域図(福井県作成)」、「水害リスク図(福井県作成)」を重ね合わせ、浸水深が深くなる方を優先して示した「洪水ハザードマップ」および福井県が平成24年9月に公表した津波シミュレーション結果に基づき、想定される津波で浸水する範囲とその深さ(浸水深)を地図上で表した「津波ハザードマップ」を作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、洪水、津波ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心得を養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な確保を図る。

### 16.4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その浸水深その他の状況を水害リスク情報として把握するように努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等の周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

### 16.5 地下街等の利用者の避難の確保および浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、地域防災計画において、地下街等の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用

施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織をおくよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

### 16.8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者（市長）が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

### 16.9 水害対応タイムライン

国、県、市町などの関係機関が災害発生時の状況を想定し、あらかじめ時系列に沿って防災活動をまとめたタイムラインについて、台風接近等の水害が発生する恐れがある場合には活用するとともに、必要に応じ対応後の検証と改善を行う。

### 16.10 津波対応

#### 16.10.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨ならびに当該指定の区域および基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。

市町名	公表年月日	津波災害警戒区域図	公表HPアドレス
小浜市	R5.2.14		<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaiigaikeikaikuiki.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaiigaikeikaikuiki.html</a>

### 16.10.2 小浜市地域防災計画の拡充

小浜市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、本市の地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項
- ②避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項
- ③市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④津波災害警戒区域内に、地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地
- ⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

### 16.10.3 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、本市の地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域および当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項および記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

### 16.10.4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により本市の地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練および防災教育の実施に関する事項
- ④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## **第17章 水防協力団体**

### **17.1 水防協力団体の指定**

水防管理団体（市）は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### **17.2 水防協力団体の業務**

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報または資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### **17.3 水防協力団体の消防機関との連携**

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年、市および消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

### **17.4 水防協力団体の申請・指定および運用**

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料17-4-①（小浜市水防協力団体指定要領）を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所および事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用に当たっては、業務が適正かつ確実に行われるよう資料17-4-②（小浜市における水防協力団体との水防協働活動実施要領）によるものとする。